北栄町

不妊治療費助成制度のご案内

申請する治療の開始日が令和4年4月1日以降の人

特定不妊治療費助成

(体外受精及び顕微授精)



北栄町では、特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)のうち、保険適用外となる 治療について、その費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図 るとともに、子どもを望む夫婦が安心して子どもを産み育てることができるよう支 援を行なっています。



北栄町 健康推進課 健康づくり推進室

TEL: 0858-37-5867 E-Mail: kenkou@e-hokuei.net

鳥取県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、体外受精及び顕微授精(以下、特定不妊治療という)のうち、保険適用外となる治療(※)に要した費用の一部を助成します。なお、この助成金は、初回申請の治療開始日の妻の年齢やこれまでの助成歴当により受けられる助成が変わります。

※令和4年4月1日以降に開始される治療より、基本的な治療はすべて保険適用されることとなりましたが、治療内容により、保険が適用されないものがあります。



鳥取県 中部総合事務所 福祉保健局

健康支援課 健康長寿支援担当(倉吉保健所)





北栄町特定不妊治療費助成

助成対象者

次の要件を全て満たす方

- ① 法律上の夫婦または事実婚関係にある夫婦で、北栄町内に住所のある方(夫、又は妻の一方でも可能)
- ② 特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込がないか又は極めて少ないと医師に 診断された方
- ③ 鳥取県特定不妊治療費助成金交付の決定を受けた方
- ④ 夫婦ともに町税等に未納がない方

助成額

● 保険診療と併用して実施された先進医療



- 1回の治療につき、上限 25,000円
- 全額自費診療となる治療
 県要綱別表1-2の治療の
 A・B・D・E(採卵を伴う治療)
 1回の治療につき、上限 200,000円
 - C・F(採卵を伴わない治療)1回の治療につき、上限 100,000円

助成回数

令和3年4月1日から次のとおり対象年齢、助成回数が変わりました。

初めて助成を受ける際の 治療開始時の妻の年齢	受けられる助成回数 (1 子あたり)
40歳未満	最大 12 回
40歳~42歳	最大 6回
43歳以上	なし

- ※1 治療開始時の妻の年齢が43歳到達後は、残りの残回数又は、3回のいずれか少ない回数
- ※2 平成29年度までに本助成金の支給を受けている方は、経過措置があります。

令和4年4月1日~令和5年3月31日

1 回の治療が終了した日の属する年度内に、鳥取県特定不妊治療費助成金の交付決定を受け、申請書及びその他必要書類とあわせて、健康推進課(大栄庁舎)へ提出してください。 ※2月1日から3月31日までの間に県通知の交付がされた場合は、翌年度の5月31日まで申請できます。

申請書類

- 特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- 鳥取県特定不妊治療費助成金交付決定及び額の確定通知書(写し)
- 医療機関が発行した特定不妊治療に係る領収書

経過措置

平成 30 年4月1日から助成対象が変更されたことに伴い、平成 29 年度までに本助成金の 支給を受けている方には、次のとおり経過措置があります。

- 治療開始時の妻の年齢が43歳到達後も、通算10回まで助成します。 (助成期間、年間助成回数の制限はありません。)
- 鳥取県特定不妊治療費助成金交付事業対象外の場合は、交付決定及び額の確定通知書にかえて次の書類を提出して下さい。
 - 特定不妊治療受診証明書(医療機関発行)
 - ・夫及び妻の住所を確認できる書類 ※町で確認できる場合は不要 (住民票:続き柄・筆頭者の記載あり、マイナンバーの記載なし)
 - ・法律上の夫婦であることを確認できる書類(戸籍謄本) ※町で確認できる場合は不要

※2月1日から3月31日までの間に終了した治療については、翌年度の5月31日まで申請できます。



鳥取県特定不妊治療費助成の指定医療機関 (令和4年4月1日現在)

タグチIVFレディースクリニック	〒680-0003 鳥取市覚寺 63-6	0857-39-2121
鳥取県立中央病院	〒680-0901 鳥取市江津 730	0857-26-2271
医療法人社団 ミオ・ファティリティ・クリニック	〒683-0008 米子市車尾南 2-1-1	0859-35-5212
鳥取大学医学部付属病院	〒683-8504 米子市西町 36-1	0859-38-6642
彦名レディスライフクリニック	〒683-0854 米子市彦名町 2856-3	0859-29-0159

- ※先進医療は、医療機関ごとに実施可能な内容が異なりますので、具体的には受診される医療機関へお 尋ねください。
- ※県外の指定医療機関は、厚生労働省ホームページで確認することができます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047346.html

鳥取県不妊専門相談センター(はぐてらす)

「なかなか妊娠しない」「どんな検査や治療があるか知りたい」「二人目不妊が心配」など、不妊や不育にまつわる相談、心身の悩み等の相談に専門相談員(不妊症看護認定看護師・不妊カウンセラーなど)が無料で応じています。

相談 センター		東部不妊専門相談センター (鳥取県立中央病院内)	西部不妊専門相談センター (イオンモール日吉津店内)
相談方法	電話	0857-26-2271 (代表) 毎週 火・金・土曜日 8時30分~12時、13時~17時 毎週 水・木曜日 (メール、電話のみ) 13時~17時 ※代表で「不妊相談」とお伝えください。 ※面談相談は事前に予約が必要です。	O120-0874-1510時~19時(年中無休)※Zoom による遠隔相談にも対応しています。(要事前予約)
法	メール	funinsoudan@pref.tottori.lg.jp 24 時間受付 ※スマートフォンをお使いの場合は、受信拒否設定になって	24 時間受付